

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交規第816号

令和2年12月21日

バス停留所の安全確保に向けた対策の実施について（通達）

平成30年8月、他県において、バス停留所に停車した路線バスが死角となり、女児が死亡するという交通事故が発生したことを受け、運輸支局や、道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を行う同法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）等が主体となり、バス事業者が設置管理するバス停留所の実態把握を行うとともに、その安全確保に向けた対策を実施することとされた。

これに併せて、九州運輸局熊本運輸支局長から熊本県警察本部長に対し、本取組に対する協力の要請がなされたことから、九州運輸局熊本運輸支局やバス事業者等から構成される「バス停留所安全性確保合同検討会」（以下「検討会」という。）に参画し、安全確保対策を要するバス停留所の抽出及び優先度の判定を行ったところである。

今後は、同検討会名で安全確保対策を要するバス停留所が公表され、各バス停留所ごとに必要な対策を検討し、優先度に応じて順次対策が行われることとなる。

よって、各警察署においては、熊本運輸支局、バス事業者、道路管理者等の関係機関と連携し、下記のとおり必要な対策について検討されたい。

なお、対策が必要なバス停留所のない警察署にあっては参考とされたい。

記

1 対策が必要なバス停留所

バス事業者において、自らが設置しているバス停留所のうち、

- バスがバス停に停車した際に交差点又は横断歩道にその車体がかかるもの
- バスがバス停に停車した際に交差点又は横断歩道の前後5メートルの範囲にその車体がかかるもの
- 事業者自らが交通安全上問題があると把握しているもの

また、熊本運輸支局において

○地域住民や利用者の意見から、交通安全上問題があると思われるバス停留所（以下「対策が必要なバス停留所」という。）をそれぞれ別添1のとおり抽出しており、これら抽出されたバス停留所を本通達に基づき対策が必要なバス停留所とする。

2 安全対策を要するバス停留所の優先度

安全対策を要するバス停留所の優先度については、優先度が高い順にA、B、Cの3段階に分類され、それぞれの内容は別添2のとおりである。

なお、県下において過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故の発生はなかった。

3 対策内容の検討及び実施

今後は、熊本運輸支局が事務局となり、前記検討会に準じた構成員により、原則として警察署を単位として、対策が必要なバス停留所の安全確保に向けた検討及び対策を実施する「検討対策チーム」が設置される（検討及び対策が必要なバス停留所数が少ない場合は、近接する複数の警察署管内を一つの地域として捉え、熊本運輸支局と警察署で調整の上、一つの検討対策チームを設置する場合もある。）。

対策が必要なバス停留所を管轄する警察署においては、同検討対策チームに参画し、警察本部交通規制課と緊密に連携して、当該バス停の移設を始め、交通の安全を確保する上で必要な意見を積極的に申し入れること。

なお、検討対策チームの開催にあたっては、業務に支障のない限り、警察署会議室やミーティングスペース等を提供するなど、適切に対応すること。

4 報告

検討対策チームにおいて検討した結果の報告については、別記様式により下記担当宛に統合OAシステムのメールにて随時報告すること。

5 今後の予定

(1) 安全確保対策を要するバス停留所の公表

九州運輸局が令和2年12月25日、同局のホームページにおいて行う予定である。

(2) 対策内容の公表

令和3年8月の公表が予定されている。

6 その他

末尾に参考資料として

- 熊本県バス停留所安全性確保合同検討会設置要綱
- 熊本県バス停留所安全性確保合同検討会委員名簿
- 公表予定の「バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表」

を添付する。

※ 別添・参考資料（略）